

じた我が国ジーンバンクへの導入、遺伝情報の解明及び効率的な育種技術の開発・普及を、適切な知財マネジメントの下で推進することにより、地域のニーズに即した新品種の開発と知財としての保護・活用を加速する。(短期・中期)(農林水産省)

#### (官民連携による新品種開発の活性化)

・主要農作物種子法の廃止法等を踏まえ、民間企業参入を促進し、多様化するニーズへの対応により我が国農業の競争力強化を図るため、適切な知財マネジメントの下で、公的機関が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供や育種基盤の強化を進めるとともに、民間企業と公的機関の多様な連携を推進する方策を講じる。

(短期・中期)(農林水産省)

## 2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進

### (1) 現状と課題

人口急減・超高齢化、東京への一極集中、グローバル化に伴う国内製造業の空洞化といった大きな社会課題に我が国が直面する中、国際競争の激化、第4次産業革命の進展といった環境変化に対応しながら、我が国全体が持続的な発展・成長を遂げていくためには、全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが極めて重要である。そうした観点から、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことが期待されている。

また、我が国の大学・高等専門学校・公的研究機関等は極めて高い研究能力を有しているところ、この高い研究能力を社会に貢献しうる成果の創出につなげていくためには、大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要である。

#### ① 地方・中小企業による知財活用

地域経済の担い手である中小・中堅企業の活躍は、我が国の産業競争力の源泉であり、中小・中堅企業による知的財産の活用の促進を図っていくことは、極めて重要である。

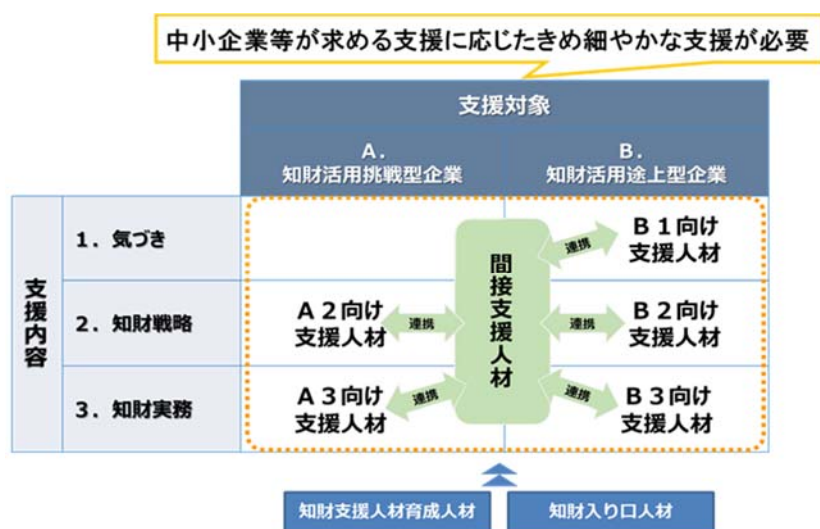
「知的財産推進計画2015」(平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)及び「推進計画2016」においては、中小企業を二つのカテゴリーに分けて知財戦略の強化を図ってきた。一つは、自らが保有する知的財産を意識して権利化等を行い、それを活用して自社製品を主体的に開発・生産して、海外展開も含めた挑戦的な活動を行って

る「知財活用挑戦型」であり、もう一つは、権利化できるような知的財産（特に、技術）を有しておらず、知的財産に対する意識も薄く、生産する製品や販路・取引先も固定的で、多くは下請け的立場にある「知財活用途上型」である。

「知財活用挑戦型」の中小企業に対しては、知的財産権の取得を促進するための更なる環境の整備や、知的財産を活用して国内外で事業化を進めるための支援、侵害対策などの知的財産を保護するための支援が引き続き求められている。また、「知財活用挑戦型」の中小企業のイノベーションを収益につなげるために、知的財産権を権利化して活用する、ノウハウとして秘匿する、さらには、契約を活用するなど様々な手法により、経営戦略の視点で知財マネジメントを実践していくための支援も充実させる必要がある。

一方で、知的財産に対する意識の薄い「知財活用途上型」の中小企業については、知財の活用が進んでいないため、知財意識の普及啓発をより一層強化すべきであるという指摘がなされている。知財活用途上型の中小企業にとって、「警告・ライセンスなどの権利活用は自社には無関係であるため、知的財産権を取得するインセンティブがない」という誤解があるが、知的財産は、将来のキャッシュフローの源泉となる資産であり、研究開発力のアピールや販路開拓のきっかけにもなりうるものであるから経営戦略上の重要な要素の1つである。「知財活用途上型」の中小企業の経営者及び中小企業支援関係者に対し、気づきを促し、こうした意識を普及・浸透させ、知財の活用を促進することが必要である。また、技術流出を防止するために、ノウハウ管理に対する意識を高めることも促していくことが必要である。

### 【知財支援人材マトリクス】<sup>12</sup>



中小企業に対する支援内容は、「気づきを促す」、「知財戦略を考える」、「知的財産権

<sup>12</sup> 平成 27 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「地域・中小企業の知財支援人材に関する調査」（5 頁）に基づき知的財産戦略推進事務局作成。

の保護・活用における実務支援」の3つに大きく分類され、それぞれに適した人材による支援が必要であることが指摘されており、中小企業が求める支援に応じてきめ細やかな支援を提供するために、各支援機関の連携を徹底していくことが重要である。昨年9月には、特許庁が「地域知財活性化行動計画」を策定し、これに基づき各機関が連携して知財分野における地域・中小企業支援を推進しているところであるが、「地方の中小企業が技術相談等をしたい場合に、どこに行けばよいのかがわかりづらい」との指摘は依然としてある。したがって、地域レベルでは、各都道府県に配置されている知財総合支援窓口、よろず支援拠点、標準化活用支援パートナー機関、地方公共団体等が連携して地域の支援体制を一層強化していくことが求められている。また、「知財の普及啓発活動から個別支援対応へのつながりが弱い」という指摘もなされており、次の段階の支援へ円滑につなぐための仕組みについても検討していく必要がある。

また、中小企業にとって身近な存在である、金融機関、中小企業診断士、税理士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者には、中小企業との経営相談の際に、財務情報には現れない対象企業の価値創造・差別化の源である知的資産（人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産であって、企業の競争力の源泉となるもの。知的財産を包摂する広い概念。）にも着目し、中小企業に対して知的資産・知的財産に関する何らかの気づきを促し、必要に応じて適切な機関に橋渡ししていく役割が期待されている。したがって、中小企業支援関係者に対しても、知的資産・知的財産についての啓発活動を行っていく必要がある。

とりわけ、地域金融機関は、資金供給に留まらず、目利き力を発揮し、借手企業の経営課題について経営者と認識を共有した上で、外部機関等と連携を図りながら、ビジネスマッチングなど財務面のアドバイスに留まらないコンサルティングを提供するなど金融仲介の質の向上に取り組んでいる。地域金融機関においては、外部機関等とも連携しつつ、地域経済の活性化に向けて、より一層取り組んでいくことが期待されている。

金融庁は、平成25事務年度以降、事業性評価に基づく融資の促進に取り組んでおり、平成28事務年度金融行政方針においても、「金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促してきた。」と記載するなど、引き続き事業性評価に基づき、顧客企業の価値向上に繋がるアドバイスやファイナンスを提供するよう、組織的・継続的な取組を促しているところである。

また、経済産業省は、地域金融機関や支援機関が、企業との対話を深め、担保や個人保証に頼らない事業性評価に基づく融資や本業支援等を行うことを促すため、2016年3月、地域企業の経営診断指標「ローカルベンチマーク」（財務情報に関する6つの指標と知的財産情報も含む非財務情報に関する4つの視点）を策定・公表した。

また、従来、経済産業省は、企業の固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせ活用していくことを通じて収益につなげる「知的資産経営」を継続的に推し進めており、この知的資産経営の方針をストーリー化し、ステークホルダー（取引先、顧客、

株主・投資家、従業員、地域社会等) に対して効果的に伝達することによって、ステークホルダーからの理解・評価を高め、更なる経営改善につなげていくことができるよう、「知的資産経営報告書」の作成・公表を推奨している<sup>13</sup>。

加えて、特に融資における知財活用の促進のため、特許庁は、「知財ビジネス評価書」の更なる拡充・改善の取組を進めてきた。こうした「ローカルベンチマーク」や「知的資産経営報告書」、「知財ビジネス評価書」等を活用しながら、企業経営者と金融機関・支援機関等とが協調連携して、知的財産を始めとした知的資産を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することを通じて、事業性評価やそれに基づく融資、本業支援等の促進や、地域に波及効果の高い地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

また、別の観点で、地域に根ざした地場産業の振興、アニメ・マンガ、映画、音楽、ゲーム、放送番組などのコンテンツを活用した観光産業の振興、地理的表示 (GI) や地域団体商標等を活用した食料・農林水産分野の地域ブランドの国内市場・海外市場拡大、地域の未来を担う「ひと」の養成に向けて地域社会と一体となった「知財創造教育」の推進など、知的財産を活用しつつ各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を実現するために、地域を挙げて取り組むべき課題等があることを踏まえ、地方公共団体が中核となった取組が大いに期待される。

## ② 産学・産産連携の推進

我が国の知財戦略として、国際競争の激化、第4次産業革命 (Society5.0) の進展をはじめとする技術発展を見据え、オープン・イノベーションを促進するために、産学連携・産産連携を活性化させるための取組は極めて重要である。そして、大学や公的研究機関は、事業化が視野に入る分野については事業化を念頭に置いた知的財産マネジメントを実施し、研究開発の成果を事業化に結び付け、優れた研究成果を社会に還元していく意識を持つことが重要である。

### <産学連携の推進>

従来、我が国の産学連携は、個々の研究者間で行われる小規模なものが大半であり、

---

<sup>13</sup> 2005年に経済産業省が企業等向けの参考指針として取りまとめた「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月公表)等を契機・基礎として、OECD等において企業の価値創造・レポートに於ける国際的な議論が行われた。これらを踏まえ、「国際統合報告評議会 (IIRC)」(規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織)による検討がなされ、「統合報告」の枠組みが構築された(2013年12月9日公表)。「統合報告」は、我が国企業の作成社数が大企業を中心に250社程度(2016年)に及ぶに至り、南アフリカとともに我が国が統合報告先進国となっている。経済産業省もメンバーである「WICI (The World Intellectual Capital/Assets Initiative)」(企業関係者、財務アナリスト、投資家、職業会計人、研究者等によって2007年に設立されたグローバル・ネットワーク)は、2016年9月に統合報告作成のガイドとなる「インタンジブルズ報告枠組み」(WICI Intangibles Reporting Framework)を公表している。

オープン・イノベーションを本格化させていくためには本格的な共同研究が必要であることが指摘されていた。また、産業界からは、大学との連携に関して、共同研究のスピード感や成果（知的財産）管理等で課題が指摘されていた。イノベーションの創出に向けて、「再興戦略 2016」では、「組織」対「組織」の本格的な産学連携が掲げられ、「2025 年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を OECD 諸国平均の水準を超える現在の 3 倍とすることを目指す。」こととされた。これを踏まえ、産学による本格的な共同研究に向けて、文部科学省と経済産業省は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日）を策定している。大学・国立研究開発法人は、同ガイドラインを参考にしつつ、知的財産マネジメントの戦略的方針の策定や知的財産に係る予算の確保と管理体制の整備等を含む知的財産の活用に向けたマネジメントの強化や知的資産マネジメントの高度化により知の好循環を図っていくことが期待されている。

また、産学連携に関しては、「大学において事業化に対する意識が低い」という指摘や、優れた研究成果を知的財産化するにあたって「知的財産に関する予算・人員確保が十分にできていない」という指摘がされている。したがって、大学・公的研究機関の自主的な取組に期待するだけでなく、大学における適切な知的財産予算の確保や知的財産の管理・運用等に関わる人員の育成・確保の方策を検討していくとともに、大学・公的研究機関の事業化に対する意識を高めていくために、大学等における研究成果の事業化に関連する指標の検討や大学等と産業界との対話に向けた取組を進めていく必要もあると考えられる。

また、高等専門学校には、大学と同様、人材育成という高等教育機関としての役割に加え、研究活動を通じた社会貢献についても期待されているところ、とりわけ実社会に根ざした実用・応用的な研究により、地域や企業の抱える問題の解決等を通じて地域社会に貢献していくことが期待される。高等専門学校の研究力と全国的なネットワークを活かし、地域のあるいは地域を越えた中小企業等との連携をより一層進めていくことが、地域経済の活性化のために重要である。

#### <産産連携の推進>

産産連携については、第 4 次産業革命の特性を踏まえ、オープン・イノベーションにつながる異業種間連携を活性化させるとともに、地域経済を支えかつ経営に小回りのきく中小・中堅企業や迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業と大企業の連携も活性化させていく必要がある。

中小企業等と大企業の連携については、「川崎モデル」等に代表される中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルと、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルがある。中小企業等が大企業の技術を実用化するモデルでは、大企業にとって市場規模が小さい、大企業の事業とマッチしないなどの理由で利用されていない優れた技術を中小企業等が活用することで、新たな市場獲得や事業拡大を図ることができる。一方で、大企業が中小企業等の技術を実用化するモデルでは、大企業は中小企業等の

イノベーティブな技術を取り込むことができ、中小企業等は大企業の技術や販路を活用することができる。このような特徴を踏まえ、イノベーション創出や地域産業の活性化のため、中小企業等と大企業の連携が広く普及することが期待されている。

#### <産学連携・産産連携の支援人材>

産学連携・産産連携の支援については、「支援人材間の連携が十分ではない」という指摘がされており、関係府省において政策目的に応じて配置した知財の専門家間の連携の強化を図るとともに、中小企業支援関係者と、地域支援機関や知財の専門家との連携を促し、シーズとニーズのマッチングや事業プロデュースを行っていくことが必要である。さらに、これらの支援人材の育成や支援人材のキャリアパスの形成に向けた取組も実施していくことが一層求められている。

### (2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、中小企業に対する意識啓発や事業支援などの支援、各機関の連携を促進するとともに、大学・高等専門学校・公的研究機関と産業界とが、適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携することを促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

#### ①地方・中小企業の知財活用

##### 《知的財産の権利化、知的財産の活用の支援》

##### (知的財産の権利化・活用に向けた支援)

- ・ 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施するとともに、地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点が連携し、各地域の実情及び中小企業が求める内容に応じたきめ細やかな支援のための相談体制を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させるとともに、企業等集積地域を対象に出張面接審査と特許に関するセミナーを同時に開催する地域拠点特許推進プログラムを推進する。  
(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 地域における中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の権利化・活用を促すため、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)において、平成29年度第2四半期(7～9月)に「近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を開設し、知的財産の活用支援を行う。また、同本部において、地域ユーザーにとって出張面接審査等を活用しやすい環境を整備し、出張面接審査等の充実を図る。(短期・中期)(経済産業省)

- ・中小企業等による特許等の出願手続簡素化などの支援策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

#### (金融機関における知的財産を活用した中小企業支援の推進)

- ・企業の生産性向上等を支援し、地域経済の活性化につなげるため、引き続き金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援等を促す。(短期・中期) (金融庁)
- ・地域金融機関や支援機関が地域企業への事業性評価に基づく融資や地域企業の本業支援等を行うことを促すため、「ローカルベンチマーク」の周知を行うとともに、さらなる改善の検討を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、「統合報告」の活用状況を紹介等しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向け、「知的資産経営 WEEK」等を通じて金融機関や中小企業支援者に対する普及・啓発活動を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例等を収集分析したマニュアルを作成し、金融機関に配布する。

(短期・中期) (経済産業省、金融庁)

#### (知財活用に向けた人材支援)

- ・中小企業等における知財意識の向上を図るために、経営戦略における知財マネジメントに関するセミナーの開催等を通じて経営者層を含む関係者に対する普及啓発を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・ビジネスモデル検討段階から訴訟対応などの権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供することにより、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。

(短期) (経済産業省) 【再掲】

#### 《知財活用途上型中小企業に対する普及啓発活動》

##### (知的財産の普及活動)

- ・知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して知的財産の活用に関する気づきを促すため、経営戦略において知財を活用した成功事例を収集分析し、周知を行う等により、知財総合支援窓口による地域中小企業に対する積極的な普及啓発活動を実施するとともに、地方公共団体、よろず支援拠点、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係者に対する知的財産の普及・啓発を全国的

に行う。(短期・中期)(経済産業省)

- ・地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。

(短期・中期)(経済産業省)

#### (下請取引における知財の取扱いの適正化の推進)

- ・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)の内容に関する周知を行うとともに、法令違反や望ましくない取引慣行などの知財に関する事例も含めて提示した「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「価格交渉事例集」の周知を行い、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。

(短期・中期)(公正取引委員会、経済産業省)

### 《知財活用挑戦型中小企業に対する国内支援の強化》

#### (先導的・意欲的な地域の知財活動の促進)

- ・地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。

(短期・中期)(経済産業省)

#### (地域中小企業の知財活動支援の強化)

- ・中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析<sup>14</sup>を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を引き続き実施する。

(短期・中期)(経済産業省)

#### (デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化)

- ・地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出など、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)(経済産業省)

#### (中堅・中小企業等の標準化の推進)

- ・中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関等についての周知を引き続き進める。

(短期・中期)(経済産業省)【再掲】

---

<sup>14</sup> Strength (強み)、Weakness (弱み)、Opportunities (機会)、Threats (脅威) の4つのカテゴリーで要因分析して、事業環境変化に対応した経営資源の最適活用を図る経営戦略策定方法。



- ・中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用に向けて、知財総合支援窓口・よろず支援拠点や中小企業支援関係者等と、標準化活用支援パートナー機関との連携を促すとともに、中堅・中小企業等が、利益を確保しつつ自社の優れた技術・製品を社会に実装する取組を後押しするため、関係団体と一般財団法人日本規格協会（JSA）とが連携し、中堅・中小企業等に対して、事業戦略に応じた、標準化戦略及び知財戦略の策定・提案をワンストップで実施できる体制の構築を検討する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

- ・「新市場創造型標準化制度」や、自治体、産業振興機関、地域金融機関、及び認証機関などの幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生交付金の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化を支援する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

#### （営業秘密管理のワンストップ支援の拡充）

- ・営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、e ラーニングコンテンツの提供など、中小企業を念頭に置いた普及・啓発を実施する。

（短期・中期）（経済産業省）【再掲】

#### （知財紛争処理に関する支援）

- ・中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の整備に向けた民間の取組の周知や海外知財訴訟保険制度の自立化について引き続き取り組む。（短期）（経済産業省）【再掲】
- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、情報提供業務の一環として窓口を紹介する体制や弁理士を検索できるデータベースを整備するなど、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）（法務省、経済産業省）【再掲】

#### （戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成）

- ・弁理士が「知的財産に関する専門家」として、知的財産とビジネスの両方の視点に立って、オープン&クローズ戦略などの標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知財戦略構築の支援を行っていくための環境整備として、これらに関連する内容を含む弁理士向けのコンサルティング研修を、産業界との意見交換等により得られた意見をカリキュラムに反映する等により一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。（短期・中期）（経済産業省）

#### 《知財活用挑戦型中小企業に対する海外展開支援の強化》

##### （海外展開に向けた知財支援の強化）

- ・中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権

利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援のさらなる強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省)

#### (専門家の海外派遣)

・海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知的財産を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用する等、現地大使館やJETROなど関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

#### (海外認証取得支援)

・中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得の具体的なプロセス等に関する相談窓口の設置、情報提供セミナーの開催及びパンフレットの作成など、規制に関連した海外認証取得を支援するための取組を推進する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

#### 《知的財産を活用した地域振興》

##### (地域における知的財産戦略の推進)

・各都道府県・政令指定都市における知財戦略の策定・改訂状況を調査し、必要に応じて支援を行う。(短期・中期) (内閣府)

・各都道府県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、全国9地域に配置されている地域知財戦略本部を活用して、地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携を押し進めるとともに、各地方自治体の取組の共有等を通じて知的財産の取組の強化を図る。(短期・中期) (経済産業省、内閣府)

## ②産学・産産連携の推進

#### 《産学・産産連携機能の強化》

##### (産学官連携による共同研究の促進)

・「組織」対「組織」の大型の産学官共同研究を推進し、地方大学や中小企業も含めた我が国全体でのイノベーション創出へとつなげていくため、産学官において「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月30日)の実効性確保の取組を行うことにより、産学官連携活動の強化を図る。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

・我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成・知的財産マネジメントを官民の資金のマッチングにより実施する。(短期・中期) (文部科学省)

・地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技

術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置し、事業化プロジェクトを推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

#### (ベンチャー創出支援強化)

- ・アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム (START) などのイノベーション創出支援事業への移行を促進する。(短期・中期) (文部科学省)

#### (橋渡し・事業化支援)

- ・地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。

(短期) (経済産業省)

- ・大学における事業化を目指す産学連携活動を促進するため、大学に産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトにおける研究開発成果を事業化に結び付けるため、大学・公的研究機関等に知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発プロジェクトから創出される知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援をする。(短期・中期) (経済産業省)

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期) (文部科学省)

- ・地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース (大学、協力企業、金融機関等) とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業のさらなる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案／販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。(短期・中期) (経済産業省)

#### (橋渡し・事業化支援人材の連携)

- ・事業プロデューサー、マッチングプランナー、産学連携知的財産アドバイザー、知的財産プロデューサーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省、関係府省)

### **(大学等の研究成果の事業化の推進)**

- ・大学・公的研究機関等の研究開発の成果を事業化に結び付けるために、産業界と大学等とのマッチングイベントの開催など産学の交流を促す取組を進める。

(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

### **(産学連携・産産連携の促進)**

- ・大企業と連携する中小企業等を支援していくため、知財総合支援窓口において、中小企業等が大企業と連携する際の留意点や連携の過程で発生した懸念等の相談対応を行う。(短期・中期) (経済産業省)
- ・中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞などの表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・中小企業等をはじめとする現場が抱える問題を解決し地域活性化につなげるため、大学・高等専門学校が持つ技術力やネットワークを活かし、大学・高等専門学校と中小企業等との連携を促進する。(短期・中期) (文部科学省)

## **《大学等の知財戦略強化》**

### **(大学等の知財マネジメントの強化)**

- ・研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、事業化を視野に入れる制度においては、研究成果である特許の権利化まで、一部直接経費から支出することも含め、大学における適切な知的財産予算の確保方策を検討する。(短期・中期) (文部科学省、関係府省)
- ・大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期) (文部科学省)
- ・大学等における知的財産関係の問題を解決し大学等の研究成果を事業化に結びつけていくため、大学等の知的財産関係の相談先である「大学の知的財産関係ホットライン」の周知を行う。(短期・中期) (文部科学省)

### **(研究マネジメント人材の育成・確保)**

- ・大学等において研究資金の調達・管理や知財の管理・活用等をマネジメントする研究マネジメント人材を育成・確保するために、研究マネジメント人材の評価及びキャリアパス等について実態を調査し、必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文部科学省)

### **(技術移転人材育成システムの強化)**

- ・マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的な TL0 等が全国の大学等から中核人材を受け入れ、OJT 形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築することにより、一気通貫の技術移転モデルを全国の大学等に普及するとともに、全国の大学等と先進的な TL0 等との間に親密な技術移転ネットワークを構築する。(短期・中期) (文部科学省)

### **(「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及)**

- ・大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

### **(産学連携機能評価による活動改善の促進)**

- ・各大学・TL0 から産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TL0 へのフィードバックを行うとともに、研究成果を事業化に結び付けるための指標作りについて検討する。  
(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

### **(産学連携における適切な戦略策定に向けた大学の機能強化)**

- ・大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握しつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定して実行するために、戦略策定に必要な情報収集や客観的かつ定性的な情報に基づく大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化の実施をするとともに、大学における適切な管理指標の設定を推進することで、大学の産学連携機能を強化する。(短期・中期) (経済産業省)

### **(活用視点による柔軟な共同研究成果取扱いの実現)**

- ・大学等と企業との個別型及びコンソーシアム型の共同研究における成果の取扱いについての検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、共同研究成果の柔軟な取扱いを含めた活用視点による共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期) (文部科学省)

### **(概念実証に向けた支援策の整備)**

- ・大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証 (POC: Proof of Concept) の実施を促す支援を強化する。  
(短期・中期) (文部科学省)

## 《国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化》

### (国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化)

・国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版バイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月経済産業省)も参考にしつつ、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの状況に関する情報を収集し、必要な措置を講ずる。(短期)(内閣府、関係府省)

## 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

### (1) 現状と課題

天然資源の乏しい我が国にとって、知的財産こそが競争力の源泉であり、2003年の知的財産戦略本部の創設以来、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力のある経済社会を実現するため、「知的財産立国」を目指すべき国家像に据えつつ、国の競争力強化のための知財戦略を進めてきたところである。そして、知財戦略を推進するあらゆる場面において鍵となるのは、それを実行する人材である。そこで、知財人材育成については、「知的財産人材育成総合戦略」(2006年1月)、「知財人材育成プラン」(2012年1月)等に基づき、従来から官民での取組がなされてきたところである。

これらの人材を育てる基盤となるのは教育である。既に「知的財産人材育成総合戦略」においても、知財教育の充実が将来の知財人材等の量・質的な拡大につながると認識され、初等中等教育から高等教育段階までの各段階で知財教育への取組がなされてきている。今や、知的財産が我が国の競争力の鍵を握る存在になる中、国民の誰しもが何らかの形で、知的財産の創造に始まり知的財産の保護・活用に至る知的創造サイクルの一翼を担いつつ、新たな価値を創出していくことが求められている。

こうした中、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会平成28年12月21日)においては、グローバル化や情報化などの変化が加速度的となる中で、将来の予測がますます難しいこれからの時代に学校教育を通じて子供たちに育てたい姿として、「変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること」等が掲げられており、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力と教科等の関係を明確にし、どの教科等におけるどのような内容に関する学びが資質・能力の育成につながるのかを

可視化し、教育課程全体を見渡して確実に育んでいくこと」とされている。

これについて、2017年3月に改訂された小学校及び中学校の新学習指導要領<sup>15</sup>では、各教科等の目標や内容が構造化されており、①新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性の涵養、及び、②知的財産の意義（保護・活用の重要性）の理解等の増進を、知的財産に関わる「育成すべき資質・能力」として位置付けた上で、各教科等において、発達の段階に応じて、これら資質・能力を育もうとするものである。具体的には、創造的な学習プロセスの在り方を、各教科等の特性に応じて明確化しており、例えば理科においては、事象の中から問いを見いだし、見通しをもって観察、実験等を行い、その結果を整理し考察するなどの科学的に探究する学習活動が重視されている。また、知的財産の保護のみならず活用の重要性も含めた意義の理解に向けて、例えば中学校技術・家庭科においては、「知的財産を創造、保護及び活用しようとする態度」の育成が盛り込まれた。

他方、「推進計画 2016」では、今後我が国が知財教育を推進していくにあたって求められる方向性を、以下の3点に整理している。

- ① “国民一人ひとりが知財人材”を目指した発達の段階に応じた系統的な教育の実施
- ② 社会との関わりや知識の活用を視野に入れた創造性の発展のための仕掛け
- ③ 地域・社会との協働（産学官連携による支援体制構築）の実現

これら方向性を具体化するための手段の一つとして、小中高等学校及び高等専門学校における「知財創造教育」<sup>16</sup>の全国的な普及を推進すべく、2017年1月に学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置され、産学官の取組の情報共有や、将来的に各地域での構築を目指す「地域コンソーシアム」<sup>17</sup>の支援に向けた検討が開始された。

「知財創造教育推進コンソーシアム」では、以下の3点を検討課題として教育現場側と企業などの外部リソース側とが議論を行い、2020年度までに各都道府県に1以上の「地域コンソーシアム」を構築することを目標に据えている。

## ① 「知財創造教育」の体系化

発達の段階に応じた「知財創造教育」の在り方や教育課程における「知財創造教育」

---

<sup>15</sup> 新学習指導要領は、小学校では2020年度より、中学校では2021年度より、それぞれ全面实施されることとなっている。なお、高等学校については、2017年度中に改訂予定であり、2022年度より年次進行で実施される予定。

<sup>16</sup> 発達の段階に応じて、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図り、もって知的財産の創造に始まり、保護・活用に至る知的創造サイクルの好循環を生み出すための人材を育む教育のこと。

<sup>17</sup> 「知的財産推進計画 2016」に記載の施策「地域コンソーシアム（仮称）の形成」を受け、教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するために各地域での構築を目指すもの。

の位置付けを検討し、体系化する

## ②教育プログラム（題材）の収集・作成

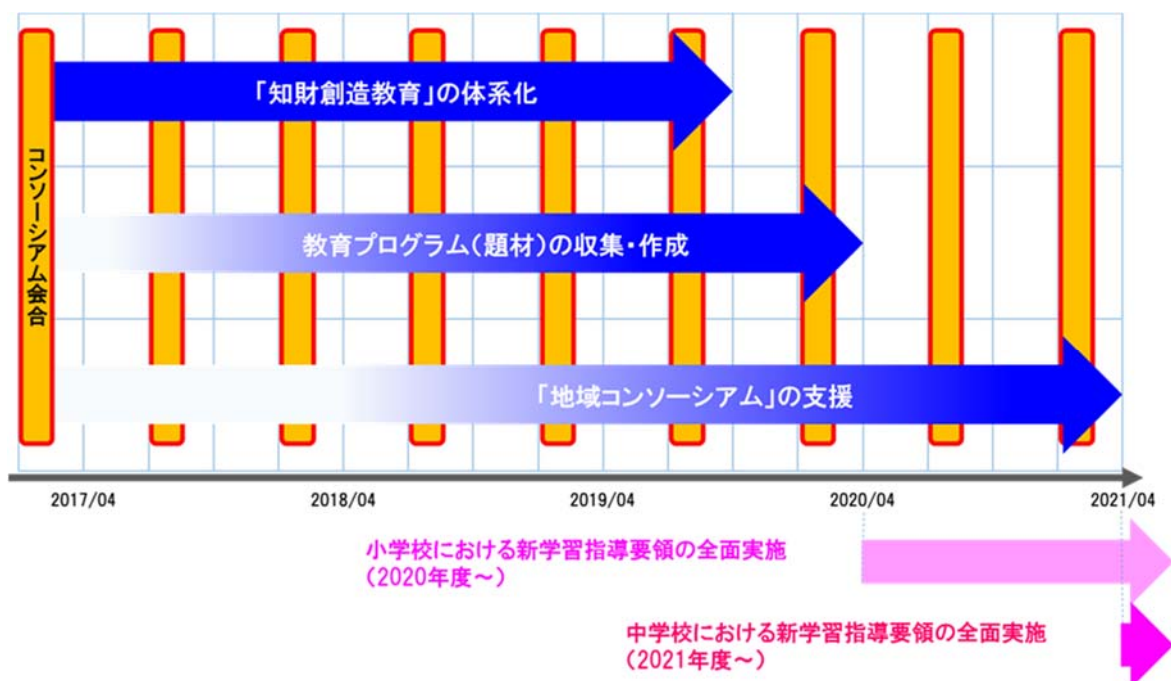
教育プログラム等の収集方法や作成方法について検討するとともに、各団体と連携して教育プログラム等を収集・作成する

## ③「地域コンソーシアム」の支援

「地域コンソーシアム」の活動を推進するために取り組むべき事項について検討する

「知財創造教育推進コンソーシアム」においても、前述の新学習指導要領の方向性に沿って「知財創造教育」を実施すべく、教科等間連携の推進や、教員の教育活動の支援などの具体的な取組を推進することが求められている。

### 【「知財創造教育」展開のイメージ】



また高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。加えて、前述の小中高等学校における「知財創造教育」の普及のためには、教職員向けの知的財産に関する教育の機会を拡充していくことも必要となる。

さらに、大学院においては、複数の知財専門職大学院が学生募集停止を表明する一方で、一部大学院では「知財のわかる経営者」の養成を標榜するカリキュラムが新設される等、大学院における知財教育の在り方は今現在、過渡期にあると考えられる。



知財専門職大学院についてのこれまでの経緯を整理した上で、今後は、近年の技術革新の著しい進展や産業構造の変化等に対応するための、社会人に対するリカレント教育という文脈で、知財専門職大学院のみならず、法科大学院、経営系専門職大学院における知財教育の在り方について、引き続き検討していく必要がある。

そして、上記のような発達の段階に応じた系統的な知財教育の推進による将来の知財人材の底上げを図るとともに、企業経営者層をはじめとする国民一人ひとりの知的財産に関する理解を向上させ、知的財産の裾野を更に広げていくため、これまでに作成された教材の効果的な活用方法の検討など、既存の取組の不断の見直し並びに一層の充実化が求められる。

## **(2) 今後取り組むべき施策**

以上の現状と課題を踏まえ、各教育段階での知財教育を進めるための学習支援体制の構築や教材等の基盤整備、また知財人材の育成方策について、関係府省において以下の取組を推進することとする。

### **①小中高等学校、大学等における知財教育の推進**

#### **(小中高等学校における知財教育の推進)**

- ・2017年3月に告示された新学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。(短期・中期)(文部科学省)
- ・先進的な理数教育を実施する高等学校等において、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則などの知識を実社会と関わりうる形にまで具現化することができる「創造性の発展」を目指して、生徒の資質・能力を将来的な知的財産の積極的活用・事業化へとつなげる取組を併せて実施する。(短期・中期)(文部科学省)

#### **(大学等における知財教育の推進)**

- ・知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の実例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)
- ・大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知的財産の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)(文部科学省)
- ・標準化を担う人材基盤の拡大に向けて、大学の文科系・理科系を問わず、標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)(経済産業省)

- ・知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)(文部科学省)

## ②地域・社会と協働した学習支援体制の構築

### (「知財創造教育推進コンソーシアム」における具体的支援策の検討)

- ・関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各「地域コンソーシアム」に対する支援の在り方等を具体的に検討する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)
- ・「知財創造教育推進コンソーシアム」を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる「知財創造教育」に関連する教育プログラム(題材)を幅広く集約し、広く周知する。  
(短期・中期)(内閣府、経済産業省、文部科学省)

### (「地域コンソーシアム」の構築促進)

- ・教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった「知財創造教育」を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進する。(短期・中期)(内閣府、文部科学省、関係府省)

## ③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

### (教材等の充実)

- ・産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する知財教育に資する教材等を開発・普及する、民間の取組を奨励し発信する。  
(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・知財教育に資する教材等の在り方の調査研究において整理した、産業財産権等に関する「教材対応表」の拡充を検討するとともに、当該調査研究において開発した教材の活用を促す。(短期・中期)(経済産業省)
- ・知財に関する教材の充実の観点から、著作権法について、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材の開発・普及を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・知財教育に関わる教員を支援するため、上記において開発された教材の各地域で実施される教員向け研修等での活用を促進する。(短期・中期)(文部科学省)

### (知財教育プログラムの国際化)

- ・国際的な素養を身に付けるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)(文部科学省)
- ・我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確

保すべく、英語による知財教育プログラムの実行体制の整備に向けて開発した教材類の普及・活用を図る。(短期・中期)(経済産業省)

**(国民への普及・啓発と資格制度の活用)**

- ・ 知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定など、知財関連資格の取得を推奨する。

(短期・中期)(関係府省)

- ・ 世界を舞台に活躍できる知財マネジメント人材の育成のため、企業の経営幹部・幹部候補、経営企画部門や事業部門の管理職等向けに開発した教材類の民間セクターへの普及・活用を図る。(短期・中期)(経済産業省)【再掲】